

ライフプレイスアオヤマ女子学生寮則

(趣旨)

第1条 この寮則は、ライフプレイスアオヤマ女子学生寮（以下「寮」という。）の安全・安心な寮生活に際し、必要な事項を定めることとする。

(遵守義務)

第2条 寮に入寮する学生・生徒（以下「寮生」という。）は、留萌市内の学生としての行動に自覚と責任を持ち、本則を遵守し、規律ある共同生活を行わなければならない。

2 寮生は、次の事項について、遵守することとする。

- (1) 安全、清潔かつ良好な生活・勉学環境を維持すること。
- (2) 防犯・防火管理、災害防止、その他寮長等の指示に対し、積極的に協力すること。
- (3) 近隣住民との相互理解に留意した行動をとること。
- (4) 寮生との間で、金銭の貸し借りはしないこと。

(休寮日)

第3条 寮の休寮日は、土曜日、日曜日、祝日とし、お盆休み（8月13日から8月16日まで）、年末年始休み（12月30日から1月3日まで）を設けることとする。

2 休寮日にあつては、寮生から相談等の対応を行うことができるよう、連絡体制を確保することとする。

(門限・在室確認等)

第4条 門限は、22時とする。

2 在寮確認は、22時に行う。

3 寮生間の寮室訪問は許可するが、原則として、24時までとする。

(外出)

第5条 寮生が外出しようとするときは、事前に口頭などにより、寮長等の許可を受けなければならない。ただし、登校については、この限りでない。

2 寮室を不在にする場合は、必ず施錠しなければならない。

3 外出中、緊急な要件などにより、門限の22時までに帰寮できない場合は、速やかに電話などの方法により、寮長等へ連絡し、許可を受けなければならない。

(外泊)

第6条 寮生が外泊しようとするときは、事前に外泊申請書兼帰寮届（別記様式第1号）を寮長等に提出し、許可を受けなければならない。

2 自宅以外の場所に外泊しようとするときは、保護者が直接寮長等に連絡し、許可を受けなければならない。

3 前各項により、外泊した寮生は、帰寮後、速やかに外泊申請書兼帰寮届（別記様式第1号）を寮長等に提出し、確認を受けなければならない。

（外来者）

第7条 外来者は、寮長等の許可を得ることなく、寮に立ち入り、又は、寮の施設を利用することはできない。

2 外来者が許可を得て、寮内に立ち入る場合は、外来者名簿に所定事項を記入しなければならない。

3 外来者は、正当な理由なくして、長時間寮内に滞在してはならない

4 原則、外来者の宿泊は認めない。ただし、母親又は指導者などで、特別な必要がある場合は、寮長等に届け出て、その許可を得なければならない。

（食事）

第8条 食事は、食堂内でとるものとし、食器類を寮室へ持ち込んで서는ならない。ただし、病気など特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 食事の時間帯は、原則として、次のとおりとする。ただし、部活動等の状況により食事提供を行うこととする。

① 朝食 6：30 から 7：30 まで

② 昼食 12：00 から 13：30 まで（高校生における平日は別途対応）

③ 夕食 18：00 から 20：00 まで

3 23時以降の食堂の使用は、原則として認めない。ただし、必要がある場合は、寮長等の許可を得て、使用することができる。

4 欠食の際は、欠食する日の3日前までに寮長等に欠食届（別記様式第2号）を提出しなければならない。

5 欠食の際、寮費の精算は行わない。ただし、中学生に限り、学校給食の提供があることから、寮費から平日の昼食分相当を差し引くこととする。

（学校の欠席）

第9条 寮生は、病気などにより学校を欠席する場合は、事前に学校へ連絡するとともに寮長等に欠席届出書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（罹病）

第10条 寮生が、罹病又は負傷したときは、本人又はこれを知り得た寮生は、速やかに寮長等に連絡し、その指示を受けなければならない。

2 寮長等は、病気や怪我の状況から連絡が必要な場合、事後速やかに保護者へ報

告する。

第11条 寮生は、寮長等が指定した寮室を許可なく移転することはできない。

(居室の巡視及び立ち入り)

第12条 寮長等は、災害予防、その他管理上、必要があると認めたときは、あらかじめ、入寮者に通知して居室に立ち入ることができる。ただし、緊急事態発生時、又は、管理上、緊急に処置しなければならないときは、寮生への予告なしに居室を巡視又は立ち入ることができる。

(整理整頓)

第13条 寮生は、常に寮内外を清掃し、清潔の保持と整理、整頓に努めなければならない。

(所持品の管理)

第14条 寮生は、自己の責任において所持品を管理しなければならない。寮生は、自己の所持品に氏名、番号などを記入し、常に整頓し、その所持を明らかにしておかなければならない(寮内における盗難等に関する責任は負いません)。

(所持禁止の品物)

第15条 寮生は、引火性物質、危険物のほか、他人に迷惑を及ぼす恐れのある品物を寮内において所持し、又は他より持ち込んではならない。

2 寮室の電気容量及び防災上、電気器具等を寮室に持ち込む場合は、事前に寮長等の許可を得ること。

【持込ができないもの(例)】

電熱器具、アイロン、トースター、電気(灯油)ストーブ、電気コタツ、電気釜、カセットコンロ、楽器類など

(施設・共同使用の保全義務)

第16条 寮生は、寮の施設及び共同使用物を大切にし、また、共同使用物を寮室へ持ち込んだり、私物化してはならない。

2 故意又は過失により、施設・設備等を滅失・損傷、又は破損の恐れがある行為をしないこと。

3 自転車の持ち込みは、駐輪スペースがある場合に限り認めるため、事前に寮長等の許可を得ること。自転車には必ず施錠すること。

(災害予防)

第17条 寮生は、各自責任を持って盗難、火災などに留意しなければならない。

2 寮生は、寮の内外において盗難、火災などの異常を発見したときは、直ちに寮長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(退寮処分)

第18条 次の事由に該当する場合は、退寮処分する。

- (1) 寮費の納入を2ヵ月以上怠った場合
- (2) 寮内に異性を立ち入れた場合
- (3) 暴力行為を行った場合
- (4) 寮則及び社会的ルールに違反し、著しく寮生及び寮関係者に迷惑をかけるなど、学生の本分にあるまじき行為をした場合
- (5) 寮長等が寮運営及び管理上、必要と認められる場合

附 則

この寮則は、令和6年10月15日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

外泊申請書兼帰寮届

年 月 日

ライフプレイスアオヤマ

寮長 様

寮生名 _____

外泊が必要なため、寮則第6条の規定に基づき、届出します。

記

1 外泊日

2 外泊先

(1) 実家、自宅

(2) 上記以外（自宅以外の場所へ外泊する場合は、保護者から直接管理人等に連絡のうえ、許可を受けてください）

（処理欄）

責任者	寮長	寮母	合議

1 処理日 月 日（ ）

2 特記事項

(1) 欠食確認

(2) その他必要な事項

(3) 帰寮現認日 月 日（ ）

別記様式第2号（第8条関係）

欠食届出

年 月 日

ライフプレイスアオヤマ

寮長 様

寮生名 _____

欠食について、寮則第8条の規定に基づき、届出します。

欠食日	朝食	昼食	夕食	合計
合計				

欠席届出書

年 月 日

ライフプレイスアオヤマ

寮長 様

寮生名 _____

学校を欠席するため、寮則第9条の規定に基づき、届出します。

1 欠席日

2 欠席理由

（処理欄）

責任者	寮長	寮母	合議

1 処理日 月 日（ ）

2 特記事項

(参考様式)

外来者名簿

[illegible]